

改正 中華人民共和国科学技術進歩法(仮訳)
中華人民共和国主席令 第八十二号

「中華人民共和国科学技術進歩法」は、2007年12月29日に中華人民共和国第十期全国人民代表大会常務委員会第31回会議により改正された。ここに改正後の「中華人民共和国科学技術進歩法」を公布する。この法律は2008年7月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤
2007年12月29日

中華人民共和国科学技術進歩法

(1993年7月2日第八期全国人民代表大会常務委員会第2回会議で採択、
2007年12月29日第十期全国人民代表大会常務委員会第31回会議で改正)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 科学研究、技術開発と科学技術の応用
- 第三章 企業の技術進歩
- 第四章 科学技術の研究開発機関
- 第五章 科学技術者
- 第六章 保障措置
- 第七章 法的責任
- 第八章 付則

第一章 総則

第一条 科学技術進歩を促進し、科学技術に第一の生産力としての役割を發揮させ、科学技術の成果の現実の生産力への転換を促進し、科学技術による経済建設と社会発展に対する貢献を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第二条 国は、科学的發展觀を堅持し、科学教育による国の振興という戦略を実施し、自主创新、重点飛躍、發展支援、未来誘導という科学技術事業の指導方針を設定し、国家の創新体系を構築し、創新型国家を建設する。

第三条 国は、科学技術研究開発の自由を保障し、科学の探求と技術の創新を奨励し、科学技術者の合法的權益を保護する。

全社会は、労働を尊重し、知識と人材を尊重し、創造を尊重しなければならない。

学校(訳注:大学も含む)及びその他の教育機関は、理論と実践の結合を堅持し、

被教育者の独立思考能力、実践能力、创新能力及び真理を追究し、創新を尊び、事実に基づき真実を求める科学精神を育成するよう重視しなければならない。

第四条 経済建設と社会発展は、科学技術に依拠し、科学技術進歩事業は、経済建設と社会発展に貢献しなければならない。

国は、科学技術の研究開発を奨励し、科学技術の応用を通じ、伝統産業を改革し、ハイテクノロジー産業と社会事業の発展を推進する。

第五条 国は、科学技術の普及事業を発展させ、科学技術知識を普及させ、国民全体の科学文化の素養を向上させる。

国は、機関、企業事業組織、社会团体と国民が、科学技術の進歩活動に参加し、これを支持するよう奨励する。

第六条 国は、科学技術の研究開発と高等教育、産業の発展が相互結合するよう奨励し、自然科学と人文社会科学との交流と融合、相互促進を奨励する。

国は、地域、業界、分野を越えた科学技術の融合を強化し、民族地域、辺境地域、貧困地域の科学技術の進歩を支援する。

国は、軍用と民用科学技術計画の連携と調整を強化し、軍用と民用の科学技術資源、技術開発ニーズの相互交流と技術の双方向移転を促進し、軍民両用技術を発展させる。

第七条 国は、知的財産権戦略を制定し実施し、知的財産権制度を確立整備し、知的財産権を尊重する社会環境を構築する。国は、法に基づき、知的財産権を保護し、自主創新を奨励する。

企業事業組織と科学技術関係者は、知的財産権に対する意識を強化し、自主創新能力を高め、知的財産権を運用し、保護し、管理する能力を向上させなければならない。

第八条 国は、自主創新に有利な科学技術評価制度を確立し整備する。

科学技術評価制度では、各種科学技術活動の特徴に応じ、公平、公正、公開の原則に基づき、分類評価が実施されなければならない。

第九条 国は、財政資金の投入を拡大させ、産業、税収、金融、政府調達等の政策を制定し、社会的資金の投入を奨励誘導し、全社会における科学技術の研究開発経費を持続的かつ安定的に成長させる。

第十条 国務院は、全国における科学技術進歩事業を指導し、科学技術の発展計画を制定し、国家科学技術の重点プロジェクト、科学技術と密接に関連する重点プロジェクトを確定し、科学技術の進歩と経済建設および社会発展の調和を保障する。

地方の各級人民政府は、有効な措置を講じ、科学技術の進歩を推進しなければならない。

第十一条 国務院の科学技術行政部門は、全国における科学技術進歩事業のマクロ管理と統一計画・調整に責任を負う。国務院のその他の関連部門は各自の職責範囲において、関連の科学技術進歩事業に責任を負う。

県級以上の地方人民政府科学技術行政部門は、当該行政地域の科学技術進歩

事業に責任を負う。県級以上の地方人民政府のその他の関連部門は、各自の職責範囲内において、関連の科学技術進歩事業に責任を負う。

第十二条 国は、科学技術進歩事業の調整体制を確立し、科学技術進歩事業における重要課題を研究し、国家科学技術基金と国家科学技術計画プロジェクトの設立および相互連携について調整し、軍用と民用の科学技術資源の配置、科学技術の研究開発機関の統合整理および科学技術研究開発と高等教育、産業発展の相互協力等の重要事項を調整する。

第十三条 国は、科学技術の政策決定の規則と手順を整備し、規範的なコンサルティングと政策決定体制を確立し、政策決定の科学化、民主化を推進する。

国は、科学技術発展計画と重要政策を制定し、科学技術の重点プロジェクト、科学技術と密接に関連する重点プロジェクトを確定する場合、十分に科学技術者の意見を聴取し、科学的政策決定を行なければならない。

第十四条 中華人民共和国政府は、外国政府、国際組織との間の科学技術協力と交流を発展させ、科学技術の研究開発機関、大学、科学技術者、科学技術の社会团体、企業事業組織が、法に基づき、国際科学技術協力や交流を展開することを奨励する。

第十五条 国は、科学技術の奨励制度を確立し、科学技術の進歩活動において、重要な貢献をした組織や個人に対し褒賞を与える。具体的な方法は、国務院によって規定する。

国は、国内外の組織または個人が、科学技術賞を設立し、科学技術の進歩に対し褒賞を与えることを奨励する。

第二章 科学研究、技術開発と科学技術の応用

第十六条 国は、自然科学基金を設立し、基礎研究と科学最前線の探求を支援し、科学技術人材を育成する。

国は、技術型中小企業創新基金を設立し、中小企業の技術創新を支援する。

国は、必要に応じ、その他の基金を設立し、科学技術の進歩活動に支援することができる。

第十七条 下記の活動に従事する場合は、国の関連規定に基づき、税収面での優遇を受けることができる。

(1) 技術開発、技術移転、技術コンサルティング、技術サービスに従事すること。

(2) 科学研究や技術開発に必要なだが、国内で生産できない又は国内製品では性能のニーズを満足できない製品を輸入すること。

(3) 国家重点科学技術特定プロジェクト、国家科学技術計画重点プロジェクトを実施するため、国内で生産できない必要不可欠な設備、原材料、または部品を輸入すること。

(4) 法律や国の関連規定が定めるその他の科学研究、技術開発や科学技術の応

用活動を実施すること。

第十八条 国は、金融機関が知的財産権を抵当とする業務を実施するよう奨励し、金融機関が貸付等において科学技術の応用やハイテクノロジー産業の発展を支援するよう奨励誘導し、保険機関がハイテクノロジー産業の発展のニーズに応じて保険商品を開発するよう奨励する。

政策金融機関は、その業務の範囲内において、科学技術の応用とハイテクノロジー産業の発展に対して優先的に金融サービスを提供しなければならない。

第十九条 国は、科学技術活動は国家目標の実現に対する貢献と自由な真理の追究を奨励することとを協調させるという原則を遵守し、基礎研究、最前線技術研究、社会的公益性のある技術研究を手配し、発展させ、基礎研究、最前線技術研究、社会的公益性のある技術研究が持続的かつ安定的に発展するよう支援する。

科学技術の研究開発機関、大学、企業事業組織と国民は、法に基づき、自主的に課題を選択し、基礎研究、最前線技術研究、社会的公益性のある技術研究に従事する権利を有する。

第二十条 財政資金を利用して設立され科学技術基金プロジェクト、または科学技術計画プロジェクトによって形成される発明特許権、コンピュータソフトウェア著作権、集積回路の設計図の所有権、植物新品種権については、国の安全、利益や重要な社会公共利益に関連する場合を除き、法に基づき、プロジェクト受託者がこれらの権利を取得する。

プロジェクト受託者は、法に基づき、前項に規定する知的財産権を実施し、同時に、保護措置を講じ、実施と保護状況について、プロジェクト管理機関に年次報告を提出しなければならない。プロジェクト受託者が合理的な期限内に当該知的財産権を実施しない場合は、国は無償でこれを実施することができ、又は第三者に対し有償ないし無償で実施することを許諾することができる。

プロジェクト受託者が法に基づき取得した本条第一項に規定する知的財産権については、国は、国の安全、利益または重要な社会公共利益の必要性に応じ、無償でこれらを実施することができ、又は第三者に対し有償または無償で実施することを許諾することができる。

プロジェクト受託者は、本条第一項に規定する知的財産権の実施により取得する利益分配について、関連法令に基づきこれを分配する。法令に規定がない場合は、約定によって分配することとする。

第二十一条 国は、財政資金を利用して設立する科学技術基金プロジェクト又は科学技術計画プロジェクトによって形成される知的財産権は、まず境内(訳注:中国大陸部)で使用されるよう奨励する。

前項に規定する知的財産権を境外(訳注:中国大陸の外)の組織又は個人に譲渡する場合及び境外の組織または個人に独占的に実施することを許諾する場合は、プロジェクト管理機関の審査により許可を受けなければならない。法律又は行政規定が審査許可機関に対して別途の規定を定めている場合は、その規定に準拠する。

第二十二條 国は、国の産業政策と技術政策に基づき、境外（訳注：中国大陸の外）の先進的な技術、設備を導入するよう奨励する。

財政資金と国有資本を利用して重要な技術や設備を導入する場合は、技術の消化、吸収と再創新を行わなければならない。

第二十三條 国は、農業科学技術の基礎研究と応用研究を奨励支援し、農業科学技術知識を伝播、普及させ、農業科学技術成果の実用化と産業化を加速させ、農業科学技術の進歩を促進する。

県級以上の人民政府は、公益性のある農業科学技術研究開発機関と農業技術普及機関が農業新品種、新技術の研究開発と応用を実施するよう支援する措置を講じなければならない。

地方の各級人民政府は、農村の大衆性科学技術組織が、栽培業、林産、牧畜業、漁業等の発展のために、科学技術サービスを提供し、農民に対し科学技術研修を実施するよう奨励誘導しなければならない。

第二十四條 国務院は、ニーズに応じ、国家ハイテクノロジー産業開発区の建設を承認し、国家ハイテクノロジー産業開発区の建設と発展に優遇措置と援助を与えることができ、その特色と優位性を引き出し、集積効果を発揮させる。

第二十五條 政府調達をする場合には、性能、技術等の指標が政府調達の条件を満たすという条件の下で、境内（訳注：中国大陸部）の国民、法人またはその他の組織が自主创新した製品・サービス又は国が重点的に支援する必要のある製品・サービスを購入しなければならない。また、政府調達においては、初めて市場に供給されたものを率先して購入しなければならない。

政府調達の対象製品が、まだ研究開発を必要とするものである場合、調達者は、一般入札方式により、科学技術の研究開発機関、大学または企業を選定し、研究開発させた上で購入しなければならない。

第二十六條 国は、科学技術の研究開発と、製品・サービス基準制定の相互連携を推進し、科学技術の研究開発と、製品設計、製造の相互連携を推進する。国は、科学技術の研究開発機関、大学、企業が共同で、国家の重要な技術創新製品・サービス規準の研究、制定と法に基づく採用を推進するよう指導する。

第二十七條 国は、技術市場を育成し、発展させ、技術評価、技術経営等の活動に従事する仲介サービス機関の創設を奨励し、社会化、専門化とネットワーク化の技術取引サービス体系の構築を指導し、科学技術成果の普及と応用を推進する。

技術取引においては、自由意志、平等、互恵有償、誠実信用の原則が遵守されなければならない。

第二十八條 国は、科学技術機密保持制度を実施し、国の安全と利益に関連する科学技術の秘密を保護する。

国家は、貴重で絶滅の危機に瀕している生物種資源、遺伝資源等の科学技術資源の国外への持ち出しに関する管理制度を実施する。

第二十九條 国は、国家の安全に危害を及ぼし、社会公共利益を損ない、人体の

健康に影響を及ぼし、倫理道徳に反する科学技術の研究開発活動を禁止する。

第三章 企業の技術進歩

第三十条 国は、企業を主体とし、市場を基礎とし、企業と科学技術の研究開発機関、大学が連携して技術創新体系を構築し、企業の技術創新活動を指導・支援し、企業が技術創新における主体的な役割を発揮できるよう指導・支援する。

第三十一条 県級以上の人民政府及び関連部門が制定する産業発展に関連する科学技術計画は、産業発展のニーズを反映しなければならない。

県級以上の人民政府および関連部門が科学技術計画プロジェクトを確定する場合、企業の参入実施と平等な競争とを奨励しなければならない。県級以上の人民政府及び関連部門は、将来的に市場応用可能性のあるプロジェクトに対し、企業が科学技術の研究開発機関、大学と連携し共同実施するよう奨励しなければならない。

第三十二条 国は、企業が下記の活動を展開するよう奨励する。

(1) 企業の内部において科学技術の研究開発機関を設立すること。

(2) 他の企業または科学技術の研究開発機関、大学と連携し、科学技術の研究開発機関を設立または委託等の方法で科学技術の研究開発を実施すること。

(3) 科学技術者を育成し、招聘、任用すること。

(4) 科学技術の研究開発機関、大学、職業学校または研修機関と連携し、専門技術人材や高度技術人材を育成し、大学卒業生を招聘し、企業に就職させること。

(5) 法に基づき、ポストドクワークステーションを設置すること。

(6) 技術創新と職工技能研修を結びつけ、科学技術の普及活動を展開すること又は公衆向け科学技術の普及施設または組織を設立すること。

第三十三条 国は、企業が研究開発と技術創新に対する資源の投入を拡大し、自主的に研究開発課題を選定し、技術創新活動を展開するよう奨励する。

国は、企業が導入した技術を消化吸收し再創新するよう奨励する。

企業の新技術、新製品、新製造工法の開発に投入した研究開発費用は、国の関連規定に基づき、課税前利益から控除することができ、企業の科学技術の研究開発機器や設備は、減価償却を速めることができる。

第三十四条 国は、財政資金を利用して基金を設立し、自主創新と成果の産業化のための企業ローンに対する、利息補填と担保を提供する。

政策金融機関は、その業務の範囲内において、国が奨励する企業の自主創新プロジェクトに対し、重点的に支援しなければならない。

第三十五条 国は、資本市場を整備し、自主創新を健全に促進する体制を確立し、条件に合致したハイテクノロジー企業が、資本市場を利用して、自身の発展を推進するよう支援する。

国は、創業投資促進基金を設立するよう奨励し、社会的資金がベンチャーキャピタル企業に運用され、企業の起業に投資されるように指導し、企業の創業発展に対する

支援を行う。

第三十六条 下記の企業は、国の関連規定により、税収面での優遇を受ける。

- (1) ハイテクノロジー製品の研究開発、生産に従事する企業。
- (2) 中小型ハイテクノロジー企業に投資するベンチャーキャピタル企業。
- (3) 法律、行政規定に規定する科学技術の進歩に関連するその他の企業。

第三十七条 国は、公共研究開発プラットフォームと科学技術仲介サービス機関の建設を支援する。

公共研究開発プラットフォームと科学技術仲介サービス機関は、中小企業の技術革新にサービスを提供しなければならない。

第三十八条 国は、法に基づき、企業が研究開発により取得する知的財産権を保護する。

企業は、常に知的財産権の運用、保護、管理の能力を高め、自主创新能力と市場競争力を強化しなければならない。

第三十九条 国有企業は、健全で技術革新に有利な分配制度を確立し、奨励体制を整備しなければならない。

国有企業の責任者は、企業の技術進歩に対し責任を負う。国有企業の責任者に対する業績評価に当たっては、企業の革新に対する資源の投入、创新能力の向上、創新効果等の状況を評価範囲に組み入れなければならない。

第四十条 県級以上の地方人民政府および関連部門は、公平な競争が行われる市場環境をつくり、企業の技術進歩を推進しなければならない。

国务院の関連部門と省、自治区、直轄市の人民政府は、産業、財政、エネルギー、環境保全等の政策の制定を通じ、企業が新技術、新製品、新製造工法を研究開発し、技術改造と設備更新を実施し、技術の立ち遅れている設備、製造工法を淘汰し、技術の立ち遅れている製品の生産を停止するように指導・促進しなければならない。

第四章 科学技術の研究開発機関

第四十一条 国は、科学技術の研究開発機関の配置を統一的に計画し、科学技術の研究開発体系を確立し整備する。

第四十二条 国民、法人またはその他の組織は、法に基づき、科学技術の研究開発機関を設立する権利を有する。国外の組織または個人は、中国境内（訳注：中国大陸部）において、法に基づき、単独で科学技術の研究開発機関を設立することができ、また法に基づき、中国境内の組織または個人と連携し、科学技術の研究開発機関を設立することができる。

基礎研究、先端技術研究、社会的公益性のある技術研究に従事する科学技術の研究開発機関は、財政資金を利用して設立させることができる。財政資金を利用して設立する科学技術の研究開発機関は、適切に配置され、重複した設立は防止されなければならない。重複設置された科学技術の研究開発機関に対しては統合整理がな

されなければならない。

科学技術の研究開発機関、大学は、法に基づき、ポストドクワークステーションを設置することができる。科学技術の研究開発機関は、法に基づき、国外で支部機関を設立することができる。

第四十三条 科学技術の研究開発機関は、下記の権利を有する。

(1) 法に基づき、学術活動を組織する権利及びそれらの組織に参加する権利。

(2) 国の関連規定に基づき、自主的に科学技術の研究開発方向やプロジェクトを選定し、自主的に経費を使用し、機関を設立し、人員の任用や合理的な配置等の内部管理事務を決定する権利。

(3) その他の科学技術研究開発機関、大学と企業と共同で科学技術の研究開発を展開する権利。

(4) 社会からの寄贈と寄付を受ける権利。

(5) 法令に規定されるその他の権利。

第四十四条 科学技術の研究開発機関は、規定に基づき、科学技術の研究開発活動を展開しなければならない。科学技術の研究開発機関は、科学技術活動において虚偽行為を行ってはならず、迷信活動に参加しそれを支援してはならない。

財政資金を利用して設立される科学技術の研究開発機関が科学技術の研究開発活動を展開する場合は、国家目標と社会公共の利益に貢献しなければならない。条件が許される場合には、公衆に対する科学技術の普及のための場所又は施設を開放し、科学技術普及活動を推進しなければならない。

第四十五条 財政資金を利用して設立される科学技術の研究開発機関では、職責が明確で、評価は科学的で秩序正しく開放されていなければならない。これらの研究開発機関では、院長または所長責任制を実施し、科学技術委員会コンサルティング制度と従業員代表大会監督制度等を確認し、併せて外部専門家の管理、社会の監督を受け入れなければならない。これらの研究開発機関においては、院長または所長の任用には、競争メカニズムが導入されなければならない。

第四十六条 財政資金を利用して設立される科学技術の研究開発機関は、科学技術の資源共有に有利な体制を確認し、科学技術資源の有効利用を促進しなければならない。

第四十七条 国は、社会が自らの力により科学技術研究開発機関を創設することを奨励し、その合法的な権益が侵害されないよう保障する。

社会の力により設立される科学技術研究開発機関は、国の関連規定に基づき、財政資金による科学技術基金プロジェクト、科学技術計画プロジェクトの実施に参加し、平等に競争する権利を有する。

社会の力により設立される非営利性の科学技術研究開発機関は、国の関連規定に基づき、税収面での優遇を受けるものとする。

第五章 科学技術者

第四十八条 科学技術者は、社会主義現代化建設事業の重要な力である。国は、各種の措置を講じ、科学技術者の社会地位を向上させ、各種のルートを通じて、各種専門の科学技術人材を養成育成し、有利な環境と条件をつくり、十分に科学技術者の役割を發揮させる。

第四十九条 各級人民政府と企業事業組織は、各種の措置を講じ、科学技術者の賃金と福利待遇を向上させなければならない。各級人民政府と企業事業組織は、突出した貢献のある科学技術者に対し、特別な待遇を与える。

第五十条 各級人民政府と企業事業組織は、科学技術者が継続的に教育を受ける権利を保障し、その専門技術を發揮できるようにし、科学技術者の合理的な異動ができる環境と条件を創出しなければならない。

第五十一条 科学技術者は、その学術水準と業務能力に応じ、法に基づき、勤務先を選択し、相応の職位を取得する、または相応の職務または職稱を取得することができる。

第五十二条 科学技術者が厳しい辺境地域または過酷で危険な環境において就労する場合、その所属先は、国の規定に基づき、補助手当を与えるとともに、その部署または職場に適切な職業衛生上の保護を提供しなければならない。

第五十三条 青年科学技術者、少数民族科学技術者、女性科学技術者等は、専門技術職務の雇用競争への参加、科学技術評価の参与、科学技術の研究開発プロジェクトの実施、継続教育の享受等において、平等な権利を有する。

科学技術の進歩事業の評価に当たっては、青年科学技術者の発掘、育成、雇用状況を重要視しなければならない。

第五十四条 国は、国外で就労する科学技術者が帰国し、科学技術研究開発に従事するよう奨励する。財政資金を利用して設立される科学技術の研究開発機関、大学は、国外で就労する傑出した科学技術者を採用し、帰国させ、科学技術の研究開発に従事させる場合は、その就労と生活に便宜を提供しなければならない。

外国の傑出した科学技術者は、中国において科学技術研究開発に従事する場合には、国の関連規定または法に基づき、中国永久居住権を優先的に取得することができる。

第五十五条 科学技術者は、科学精神を高揚し、学術規範と職業道徳を遵守し、誠実に信用を守らなければならない。科学技術者は、科学技術活動において、虚偽行為、詐欺行為、迷信活動への参加及びこれに対する支援をしてはならない。

第五十六条 国は、科学技術者が自由に探求し、勇敢にリスクを引き受けることを奨励する。探究性が強く、リスクの高い科学技術研究開発プロジェクトに参加する科学技術者が、勤勉で責任と義務を履行したにもかかわらずプロジェクトを完成できなかったという事実が原始記録によって証明されるものについては、寛容な措置が与えられる。

第五十七条 財政資金を利用して設立される科学技術基金プロジェクト、科学技術

計画プロジェクトの管理機関は、プロジェクトに参加した科学技術者についての学術的信用記録を作成し、当該科学技術者が専門技術職や専門的職位に就く際又は当該科学技術者が申請する科学技術研究開発プロジェクトの承認審査等を行う場合の根拠としなければならない。

第五十八条 科学技術者は、法に基づき、科学技術の社会団体を創設または設立された団体に参加する権利を有する。

科学技術協会とその他の科学技術社会団体は、その規程に基づき、学術交流の促進、学科建設の推進、科学技術普及事業の発展、専門人材の育成、コンサルティングサービスの展開、科学技術者の自律性の強化、科学技術者の合法的權益の保護等において役割を發揮する。

科学技術協会とその他の科学技術社会団体の合法的權益は、法によって保障される。

第六章 保障措置

第五十九条 国は、段階的に科学技術経費投入の全体水準を高めることとする。国家財政の科学技術に用いる経費の増加幅は、国家財政の経常収入の増加幅を超えなければならない。全社会の科学技術研究開発経費は、国内総生産の適切な比率を占め、かつ段階的に増加されなければならない。

第六十条 財政上の科学技術資金は、主に下記の事項に投入する。

(1) 科学技術基礎条件と施設の整備

(2) 基礎研究

(3) 経済建設と社会発展に対し戦略的な技術研究、基礎的な技術研究、将来性のある先端技術研究、社会的公益性のある技術研究、重要なキーとなる共通技術の研究

(4) 重要なキーとなる共通技術の応用とハイテクノロジーの産業化モデルの構築

(5) 農業の新品種、新技術の研究開発と農業科学技術成果の応用普及

(6) 科学技術の普及

財政資金を利用して設立される科学技術の研究開発機関に対し、国は、経費と実験手段等の面において支援を行う。

第六十一条 監査機関、財政部門は、法に基づき、財政上の科学技術資金の管理および使用状況に対し、監督検査を行わなければならない。

いかなる組織または個人も、財政科学技術資金に関して、虚偽の報告をし、不正に着服し、横領し、流用し、滞留してはならない。

第六十二条 財政資金を利用して設立される科学技術基金プロジェクトを確定する場合は、マクロ的指導と自主申請、平等競争、同業者による評価審査、優れた者を選定支持するという原則に従わなければならない。財政資金を利用して設立される科学技術計画プロジェクトの実施者を選定する場合には、国の関連規定に基づき、優れた

者を選定しなければならない。

財政資金を利用して設立される科学技術基金プロジェクト、科学技術計画プロジェクトの管理機関は、評価審査専門家バンクを構築し、健全な科学技術基金プロジェクト、科学技術計画プロジェクトの専門家評価審査制度、専門家の選出の制度、利害関係者等の審査過程から回避させる制度及び問責制度を確立しなければならない。

第六十三条 国は、統一的な計画と配置の最適化の原則を遵守し、国家科学技術研究実験基地の統合および設置を行う。

国は、総合的な科学技術実験サービス機関を設置し、科学技術の研究開発機関、大学、企業と科学技術者に対し、科学技術実験サービスを提供し、又は第三者に委託して提供するよう奨励する。

第六十四条 国は、科学技術進歩のニーズに応じ、統一的な計画に基づき、施設・設備の共有を推進し、配置を最適化し、総合的に集積させ、政府が指導し多部門が協力するという原則に従い、大型科学機器及び設備の調達計画を制定するとともに、財政資金を主要資金として調達する大型科学機器及び設備に対する共同評価を実施する。

第六十五条 国務院の科学技術行政部門は、国務院の関連主管部門と共同して、科学技術の研究基地、科学機器や設備、科学技術文献、科学技術データ、科学技術自然資源、科学技術普及資源等の科学技術資源に関する情報システムを構築し、科学技術資源の分布、使用状況を随時公表しなければならない。

科学技術資源管理機関は、管理する科学技術資源の共有制度や使用状況を公表し、使用制度に基づき利用に供しなければならない。但し、法令により機密保持が必要とされる場合は、その規定に準拠する。

科学技術資源の管理機関は、科学技術資源の使用者の知的財産権を侵害してはならず、国の関連規定に基づき、費用の徴収基準を制定しなければならない。管理機関と使用者の間におけるその他の権利および義務関係は、双方の約束によって決められる。

第六十六条 国は、国内外の組織または個人が財産を寄贈し、科学技術基金を設立し、科学技術の研究開発と科学技術の普及を支援するよう奨励する。

第七章 法的責任

第六十七条 本法の規定に違反し、科学技術の進歩のための財政資金について、虚偽の報告をし、着服し、横領し、流用し、又は滞留した場合は、関連財政違法行為の処罰処分に関連する規定に基づき是正が命じられ、関連財政資金と違法所得は回収され、法に基づき行政処罰が与えられる。主管責任者およびその他の直接責任者は、法に基づき処分が与えられる。

第六十八条 財政資金と国有資本を利用して大型科学機器、設備を調達した後、本法の規定に違反し、大型科学機器、設備等科学技術資源の共有義務を履行しな

い場合は、関連主管部門は、是正を命じ、主管責任者およびその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を与える。

第六十九条 本法の規定に違反し、職権を濫用したり、科学技術の研究開発活動を制限あるいは抑圧したりした場合、主管責任者及びその他の直接責任者は、法に基づき処分が与えられる。

第七十条 本法の規定に違反し、第三者の科学技術成果を剽窃または盗用したり、科学技術活動において虚偽があったり、詐欺を行ったりした場合、科学技術者の所属機関又はその主管機関は、是正を命じ、主管責任者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を与える。法に背いて科学技術進歩奨励のための財政資金を取得し、又は違法所得を取得した場合は、関連主管部門は、財政性資金と違法所得を回収し、情状が重い場合は、所属機関又はその主管部門は、その違法行為を公表し、一定期間、当該関係者が国家科学技術基金プロジェクトと国家科学技術計画プロジェクトに申請することを禁止する。

第七十一条 本法の規定に違反し、国家科学技術褒賞を騙し取った場合は、主管部門は、法に基づき、褒賞を取り消し、褒賞金を回収するとともに法に基づき当該関係者に処分を与える。

本法の規定に違反し、推薦した機関又は個人が、虚偽のデータ、資料を提供し、第三者が国家科学技術褒賞を騙し取ることに協力した場合は、主管部門は、当該機関又は個人の上部機関に通報する。情状が重い場合は、主幹部門は、その推薦資格の一時的中止又は取り消しを行うとともに、法に基づき処分を与える。

第七十二条 本法の規定に違反し、科学技術行政等の関連部門及びその職員が、職権を濫用し、職務を怠り、又は個人的利益のため不正行為を働いた場合は、主管責任者及びその他の直接責任者は、法に基づき処分が与えられる。

第七十三条 本法の規定又はその他の法令により行政処罰が定められている場合は、その規定に準拠する。経済的損失またはその他の損害をもたらした場合は、法に基づき、民事責任を負う。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 附則

第七十四条 国防科学技術に関するその他の関連事項は、国务院、中央軍事委員会によって定められる。

第七十五条 本法は、2008年7月1日より施行する。

(参考URL: http://www.most.gov.cn/yw/200801/t20080108_58300.htm)